

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月23日
【事業年度】	第12期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社LITALICO
【英訳名】	LITALICO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 敦弥
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 坂本 祥二
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 坂本 祥二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	2,926,174	4,211,805	5,528,727	7,264,219	8,729,693
経常利益 (千円)	37,152	170,775	306,771	533,804	650,891
当期純利益 (千円)	39,313	84,133	191,300	298,855	419,095
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	56,875	76,125	76,125	329,687	334,268
発行済株式総数 (株)	1,203	1,280	1,280	8,260,700	17,385,400
純資産額 (千円)	188,410	311,700	502,782	1,308,303	1,738,835
総資産額 (千円)	1,595,467	2,241,278	2,594,897	3,613,414	4,144,242
1株当たり純資産額 (円)	156,616.96	20.29	32.73	79.19	100.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	34,455.71	5.83	12.45	19.41	24.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	—	—	—	18.00	23.61
自己資本比率 (%)	11.8	13.9	19.4	36.2	41.9
自己資本利益率 (%)	24.5	33.6	47.0	33.0	27.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	61.77	76.33
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	122,576	170,021	527,248	421,328
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△160,155	△109,586	△457,488	△900,638
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	47,645	△97,164	370,307	125,377
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	578,277	541,547	981,615	627,682
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	585	745	964	1,017 (253)	1,198 (427)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。
5. 第8期から第10期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
6. 第8期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第8期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員は就業人員であり、平均臨時雇用者数（アルバイトを含む。）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。なお、第8期から第10期については、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 第9期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 第9期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」を適用しております。
11. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成17年12月	障害者の就労促進を目的に宮城県仙台市宮城野区に株式会社イデアルキャリアを設立（資本金2,000万円）。
平成17年12月	首都圏における営業拠点として東京支店（東京都新宿区）開設。
平成18年1月	自社雇用した障害者によるBP0事業（事務アウトソーシング事業）開始。
平成18年7月	障害者求人専門の有料職業紹介事業開始。
平成18年8月	株式会社ウイングルに商号変更。
平成18年10月	障害者雇用環境整備が必要な企業に、管理者を派遣するための一般労働者派遣事業開始。
平成19年2月	地方に首都圏企業のサテライトオフィスを設け、そこで障害者を雇用する障害者雇用支援事業開始。
平成20年2月	就労移行支援事業（障害者への職業訓練事業）を運営する100%子会社である株式会社ウイングル・ヒューマンサポート設立（資本金150万円）。
平成20年3月	就労移行支援事業開始。
平成21年8月	東京都千代田区に東京支店移転、東京支店に本社機能を移転。
平成22年5月	100%子会社株式会社ウイングル・ヒューマンサポートを吸収合併。
平成23年2月	東京都港区に本社機能を移転。
平成23年6月	東京都目黒区に学習塾Leaf中目黒校（現LITALICOジュニア中目黒教室）を開設し、学習教室事業を開始。
平成23年10月	東京都目黒区にLeafジュニア中目黒教室（現LITALICOジュニア中目黒教室）を開設し、児童発達支援事業を開始。
平成24年4月	教育事業に従事する人材育成を目的に研修センターを東京都目黒区に開設（現在は本社内に配置）。
平成24年6月	BP0事業をイー・ガーディアン株式会社へ譲渡。
平成24年6月	就労移行支援に従事する人材育成を目的に研修センターを東京都大田区に開設（現在は本社内に配置）。
平成25年6月	特定相談支援事業開始。
平成25年12月	現在地（東京都目黒区上目黒）に本社機能を移転。
平成26年4月	東京都渋谷区にQremo渋谷校（現LITALICOワンダー渋谷）を開設し、Qremo（現LITALICOワンダー）事業を開始。
平成26年6月	株式会社LITALICOに商号変更し、登記上の本店所在地を東京都目黒区に移転。
平成27年4月	子育て情報サイトConobieをオープン。
平成27年12月	神奈川県川崎市川崎区にLeaf川崎砂子教室（現LITALICOジュニア川崎砂子教室）を開設し、放課後等デイサービス事業を開始。
平成28年1月	発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイトLITALICO発達ナビをオープン。
平成28年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成28年8月	サービスブランドをLITALICOに統一。就労移行支援事業であるウイングルをLITALICOワークス。児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業であるLeafをLITALICOジュニア。IT×ものづくり教室であるQremoをLITALICOワンダーへと変更。
平成29年3月	東京証券取引所一部に株式を上場。

3【事業の内容】

当社は設立以来「障害のない社会をつくる」というビジョンのもとで、社会課題を解決するための事業を運営しております。

働くことに障害のある方への就労支援サービスである「LITALICOワークス事業」、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室である「LITALICOジュニア事業」、及び「その他」（子どもの創造性を育むためのIT×ものづくり教室である「LITALICOワンダー事業」、子育てに関する情報メディアConobieや、発達に気になる子どもを持つご家族向けのポータルサイトLITALICO発達ナビを提供する「インターネット事業」）を展開しております。

なお、当社は、当事業年度において、お客様にサービスの安心感を伝えるとともに、各サービスの質をさらに高めていくことを目的に、一部事業のサービスブランドを「LITALICO」の下に統合いたしました。それにともない、報告セグメント名称をWINGLE事業からLITALICOワークス事業へ、Leaf事業からLITALICOジュニア事業へとそれぞれ変更を行っております。

内閣府「障害者白書」（平成27年）によると、日本における障害者数は787.9万人（うち、身体障害者393.7万人（人口千人当たり31人）、知的障害者74.1万人（同6人）、精神障害（注1）者320.1万人（同25人））であり、およそ国民の6%が何らかの障害を有していることになります。

また、文部科学省「通級による指導実施状況調査結果について」（平成25年）によると、通級による指導（注2）を受けている児童生徒数の推移は、平成5年12,259人から平成25年77,882人に増加しております。

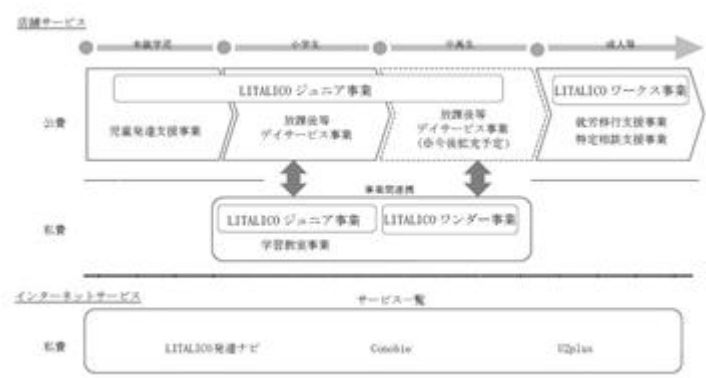
このような状況をうけ、一人ひとりの可能性が最大化され、生きづらさを解消するための問題解決を、以下の事業を通じて実現しています。

当社のセグメント区分と事業・サービスは下記のとおりです。

セグメント区分	主な顧客	事業	概要
LITALICO ワークス事業	精神障害を中心とした障害者の方々	就労移行支援事業	就職するための訓練・就職活動支援の実施、就職後の定着支援。
		特定相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための利用計画の作成、利用計画に基づくモニタリングの実施。
LITALICO ジュニア事業	発達障害の子どもを中心とした未就学児・小学生・中高生	児童発達支援事業	行政（市区町村）によってサービス受給者証（注3）を発行された未就学児を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		放課後等デイサービス事業	行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された学齢期の児童を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
		学習教室事業	サービス受給者証を発行されていない未就学児・小学生・中高生を対象に、学習面・行動面・コミュニケーション面等の指導の実施。
その他	未就学児（主に年長）・小学生・中高生全般	LITALICOワンダー事業	プログラミング、ロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション等、最先端のデジタルものづくりを通じた教育の提供。
	発達障害の子どものご両親 子育て中のご両親 うつ病患者やうつ病を予防したい方	インターネット事業	LITALICO発達ナビ 発達障害（注4）のある子どもや発達に気になる子どもを持つご家族を対象とするポータルサイト。 ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ掲載、療育事例の提供、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報の提供。 Conobie 主に子育て中の親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供。 U2plus うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス。

（注）上記セグメント区分は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社の事業の一覧は下記のとおりです。



当社において、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得る事業を公費事業と定めております。また、国民健康保険団体連合会等の行政から報酬を得ない事業を私費事業と定めております。

当社の拠点数の推移は以下のとおりです。

	LITALICOワークス事業		LITALICOジュニア事業			LITALICO ワンダー事 業	拠点数 合計 (拠点)
	就労移行 支援事業	特定相談 支援事業	児童発達 支援事業	放課後等 デイサー ビス事業	学習教室 事業		
平成24年 3 月末	34	—	4	—	1	—	39
平成25年 3 月末	37	—	15	—	5	—	57
平成26年 3 月末	38	—	22	—	13	—	73
平成27年 3 月末	44	—	30	—	16	2	92
平成28年 3 月末	53	2	39	3	17	4	118
平成29年 3 月末	59	2	45	15	16	5	142

地域別では、平成29年 3 月末時点、北海道地方 3 拠点、東北地方 2 拠点、関東地方 96 拠点、中部地方 9 拠点、近畿地方 23 拠点、中国地方 4 拠点、九州地方 5 拠点となっております。

(1) LITALICOワークス事業

LITALICOワークス事業は、就労移行支援事業と特定相談支援事業の2つの事業から構成されております。

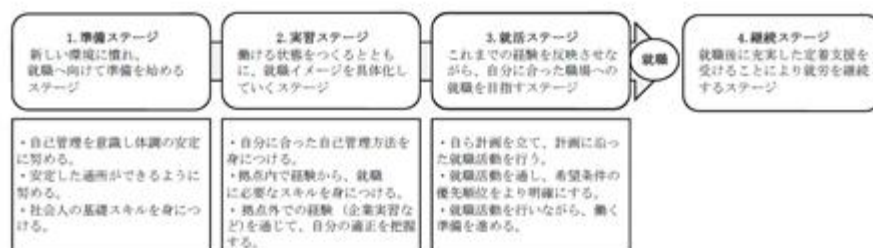
①就労移行支援事業

当事業は、当社の運営する就労移行支援事業所において、行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された65歳未満の障害者に対して、就労移行支援を行う事業です。

当社の運営する就労移行支援のサービス内容は、就労を目指す65歳未満の障害者（以下、顧客という）を対象にしたコミュニケーション訓練、PCスキルを向上するための訓練、職場実習等の職業訓練等であり、これらを実施することで、顧客の適性と希望職種のマッチング、応募先企業の開拓や選定時のサポートを行います。また、企業を選定した後は、模擬面接等の面接訓練も行い、さらに就職後は定着の支援まで行います。平成29年3月末時点における当社の運営する就労移行支援事業所の顧客の62.0%は精神障害のある方となっております。

就労移行支援事業所には、障害者総合支援法により一定数のサービス管理責任者や職業指導員等の人員配置が定められております。

当社の運営する就労移行支援事業所のサービスの流れは以下のとおりです。



就労移行支援事業の特徴は以下のとおりです。

a 就職実績

積極的な求人開拓と書類添削や模擬面接、面接同行などの就活支援を実施してLITALICOワークス事業を利用した方々の就職先は1,000社以上にのぼり、創業以来、平成29年3月末時点において就職者数は5,035名になります。また、平成29年3月末時点の就職6ヶ月後の定着率は87.5%となりました。

b 長く働くための充実したカリキュラム

電話対応、ビジネスコミュニケーション、ストレス対処法など豊富な実践的プログラムやPC訓練にとどまらず、「長く安心して働きたい。」顧客のそんな気持ちに応える就労支援サービスを提供しております。自分にあった就職をすることと、ひとりで抱え込まないことなど、「どう働きたいか」「自分らしく働く」を大切に、カリキュラムを構成しています。

c 顧客に即した支援サービスを提供するための採用と育成体制

入社時に知識として、「就労移行支援の理解」「障害に関する知識の習得」「支援方法の理解」を学びます。その後の6ヶ月間、事業所での実践を踏まえて、知識がスキルとして定着するようフォローアップ研修を行っていきます。研修は単なる座学の提供にとどまらず、テストによる理解度確認や、ロールプレイを通して実践的な理解を促進するなど、支援で求められる知識とスキルを身につけられる内容になっています。

また、スキルアップとして社内で設けている等級制度に則り、スキルアップしていくための研修を実施しています。障害のある方に対しての支援スキルのみならず、雇用側の企業に対してのアプローチ方法や、各種社会資源と連携しながら地域での支援をコーディネートしていくソーシャルワークなど、就労支援における一連の業務を正しく理解、実践していることを、知識の埋め込みだけでなくプレゼンやロールプレイ、さらには実地でのスーパーバイズも交え、実践を重視した研修を行っています。

d 職場定着支援

就職者と就職先企業双方へアプローチを行い、就職者の継続的な就労を支援しております。具体的には、企業と就職者との三者面談や企業との二者面談、就職者との二者面談を行い、就職先での活躍と定着を支援しております。

②特定相談支援事業

当事業は、当社の運営する相談支援センターにおいて基本相談支援と計画相談支援を行うサービスです。障害福祉サービスを利用する前に、障害のある方に適した「サービス等利用計画」を作成し、利用計画を作成した後も定期的に障害福祉サービスの利用状況などをモニタリングして、変更が必要な場合には利用計画の改善を行う事業です。相談支援センターには、障害者総合支援法により一定数の相談支援専門員等の人員配置が定められております。

(2) LITALICOジュニア事業

LITALICOジュニア事業は、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、学習教室事業の3つの事業から構成されております。全事業共に以下の特徴を有しております。

a 個別最適で多様性を持つ教育

児童一人ひとりの発達段階に沿った指導計画を用いることで、児童が持つ多様な可能性を拓ける個別最適な指導の実践を行っております。小さな成功体験を繰り返し積むことで、児童が徐々に目標に到達できるように指導計画を工夫しております。また、年齢や、健常児か障害児かでクラス分けせずに、多様な児童を同一環境で教育し、自尊心や社会性を育成するインクルーシブ教育（注5）を実施することで、幼い頃からコミュニケーション能力を習得することを目指しております。

b 保護者・地域社会とのコミュニケーションの充実

児童に対する教育は、教室の中だけではなく家庭においても重要でありますので、保護者が教室内での授業を、外からモニターで見学できるITシステムを導入し、保護者に対して授業内容のフィードバックや教育ノウハウの個別アドバイスも実施しております。また、家庭だけではなく児童が生活する地域社会への働きかけも重視しており、保育園、幼稚園や医療機関と連携した指導計画の策定を行っております。このように、児童とその家庭だけではなく、地域社会そのものへの働きかけを行うことも特徴の一つです。

c 教室スタッフの専門性

教室スタッフには、健常児だけの教室や、障害児だけの教室のスタッフにはない教育スキルや、保護者とのコミュニケーション能力が必要となりますので、それを可能とする教室スタッフの採用や育成に注力しております。採用においては、実務経験の有無だけでなく、高度なコミュニケーション能力を備えているか、児童の成長により良い影響を与えられる人材であるか、といった側面も重視して選考しております。育成においては専門の研修部門を設立しており、新入スタッフには入社時に1ヶ月間の研修を受けております。また研修部門では、既存スタッフの能力練磨も担っており、人事制度と連携させることでスタッフの成長意欲を亢進させております。研修部門の講師には国内外から有識者、経験者を集り、体系的な学問に基づく独自の教育体系を構築しております。

d 教室の内装と立地

児童や保護者が教室に通うことへの抵抗感を減らし、楽しんで通いたくなる教室を目指して、所謂「施設」のイメージではなく遊び心のあるポップな家具や内装にしております。教室の出店は沿線・地域に沿ってドミナント展開することで、保護者間の口コミや関係機関との信頼構築にも有利に働いており、新規出店時の顧客獲得も容易となるなど、新規出店後数ヶ月を待たずに定員に達する傾向にあります。

①児童発達支援事業

当事業は、当社の運営する教室において、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害がある未就学児を中心に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供する事業です。児童発達支援事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

②放課後等デイサービス事業

当事業は、当社の運営する教室において、行政（市区町村）によってサービス受給者証を発行された発達障害がある学齢期の児童を中心に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供する事業です。放課後等デイサービス事業には、児童福祉法により一定数の児童発達支援管理責任者や指導員等の人員配置が定められております。

③学習教室事業

当事業は、公費事業である児童発達支援事業または、放課後等デイサービス事業の対象外（サービス受給者証未発行者）となる発達障害がある、もしくは、発達障害の可能性のある児童を中心に、生活に必要な力となる身辺自立やコミュニケーションスキルの体得、基礎的な力となる読み書きや、集団行動スキルの体得支援等の教育サービスを提供しております。学習教室事業は、法律に基づく公費サービスではないため、人員配置の定めはございません。

(3) その他

①LITALICOワンダー事業

当事業は、未就学児(主に年長)から高校生まで幅広い年代の子どもたちを対象に、プログラミングやロボット、3Dプリンターを活用したデジタルファブリケーション、デザインなど、最先端のデジタルものづくりを通じた教育を提供する事業です。

当事業の特徴は、プログラミング・ロボット開発など「IT×ものづくり」を通して、子どもの興味・関心をベースとした自主的な学びを引き出し、子どもたちの考える力、作る力、伝える力を育みます。

②インターネット事業

当事業は、子育て中のご両親を対象とした子育て情報メディア「Conobie」、発達障害の子どもや発達に気になる子どものご家族をサポートする「LITALICO発達ナビ」、うつ病患者やうつ病を予防したい方を対象とした、うつ症状の予防・回復・再発防止をサポートするWebサービス「U2plus」等のサービスを提供しております。

a LITALICO発達ナビ

発達障害の子どもや発達に気になる子どものご家族に向けて、平成28年1月に開設したポータルサイトです。ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報の口コミ情報、療育事例、その他発達障害のある子どもの子育てに関する情報を提供致します。

b Conobie

子育て中のご両親向けに記事を提供するメディアです。主に子育て中の親がライターとなり、子育てにおける体験談や日々の生活に役立つ情報をコラム記事として配信。また、産婦人科医や助産師といった専門家によるコラムや、編集部による企画取材記事も提供致します。

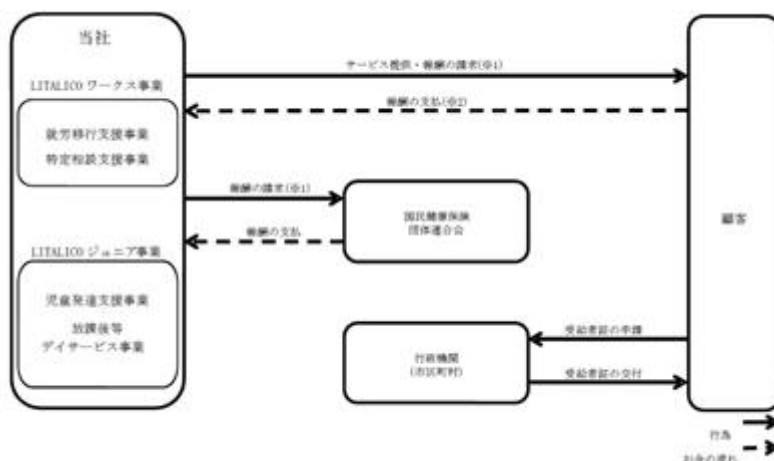
c U2plus

うつ症状改善のための療法の一つに認知行動療法(注6)があり、医学的にうつ病の回復に効果が高いと証明されています。U2plusは、認知行動療法を「誰でも、いつでも、気軽に」Web上で実践でき、またユーザー同士が悩みを共有し、励まし合うコミュニティ機能を持ったWebサービスとなっています。

LITALICOワークスを利用されている方からの利用や、U2plusからLITALICOワークスへの送客の実現により、その方にあった多様なサービスを提供することが可能です。

当社の事業系統図は以下のとおりになります。

<店舗サービス 公費事業>



※1 報酬の計算方法は以下のとおりです。

顧客人数(注1)×単価(注2)=報酬額

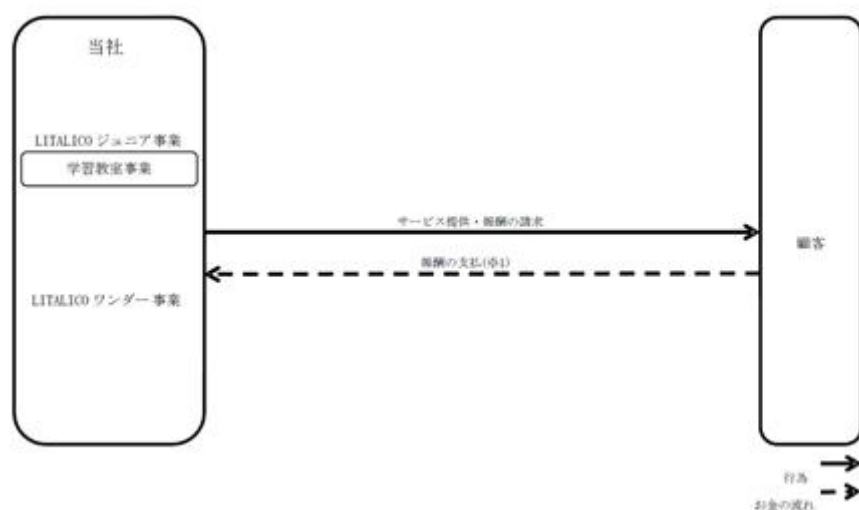
(注1) 顧客人数は上限となる定員数が定められております。

(注2) 当社における標準的な単価は以下のとおりです。

(基本報酬単価+各種加算)×(1+処遇改善加算)×地区単位

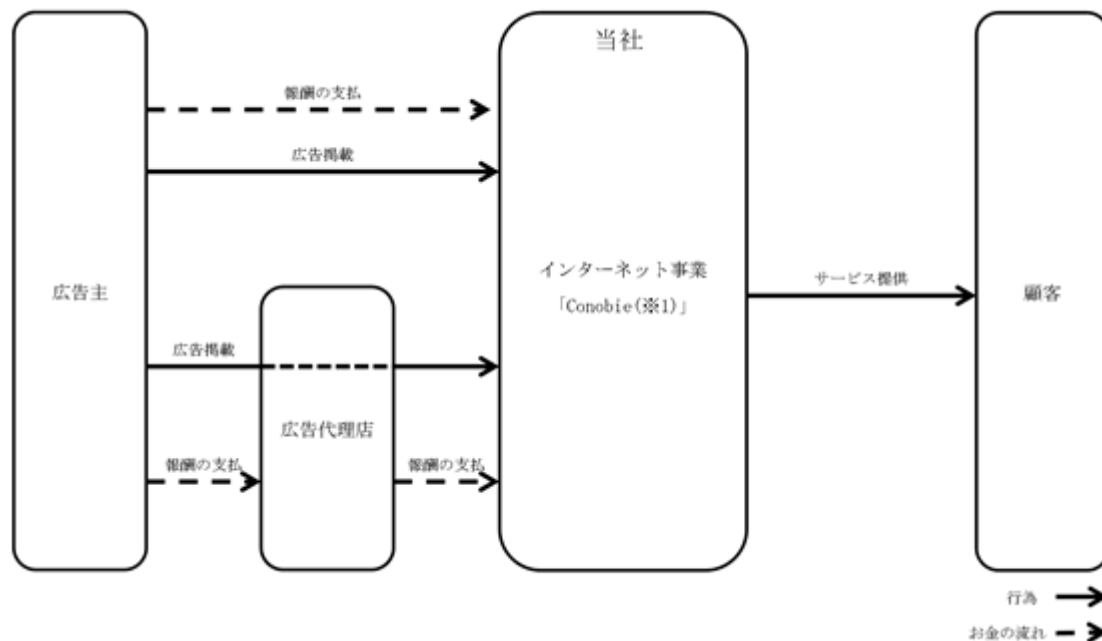
※2 顧客当人の自己負担分は10%となっております。ただし、所得水準に応じて支払（自己負担）を免除される顧客（保護者）が存在し、当社のLITALICOワークス事業における実績では、9割以上の方に自己負担なくご利用いただいております。

<店舗サービス 私費事業>



※1 料金は全額自己負担（保護者負担）となっており、コンビニエンスストア決済もしくは銀行口座引き落としとなります。

<インターネットサービス>



※1 本書提出日現在、売上が発生しているサービスはConobieのみであるため、LITALICO発達ナビとU2plusについて記載しておりません。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
注1	精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患等を有する者をいう。
注2	通級による指導	小学校、中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うもの。
注3	サービス受給者証	正式名称は障害福祉サービス受給者証。障害福祉サービスを利用する際、必要になる証明書。住所のある市区町村に申請して交付を受ける。
注4	発達障害	発達障害とは先天的な様々な要因によって、主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れる発達遅延であり、自閉症スペクトラム(ASD)や学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の種類がある。
注5	インクルーシブ教育	インクルーシブ教育とは、障害のあるなしにかかわらず、誰もがそれぞれに特性をもち、誰もが違うことを前提とした、すべての子どもたちに開かれた包括的な教育を指す。
注6	認知行動療法	ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)の一種。

<当社に関連する主な法律>

年度	法律	関連する事業
平成18年度	障害者自立支援法（施行） 生活支援の分野においては、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、福祉サービス体系の再編など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス提供体制の強化等を図り、同法の施行後、法の定着を図るため、激変緩和のために累次の対策を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行った。	LITALICOワーク ス事業
平成19年度	学校教育法等一部改正等（改正） 教育・育成の分野においては、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、平成19年4月から施行された。平成18年12月には、「教育基本法」が全面的に改正され、同月から施行され障害のある幼児児童生徒についても、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が、「教育の機会均等」に関する規定に新たに明記された。	LITALICOジュニア事業
平成20年度	障害者雇用促進法（改正） 雇用・就業の分野においては、障害のある人の社会参加に伴いその就業に対するニーズが高まっており、障害のある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立し、平成21年4月から順次施行されている。	LITALICOワーク ス事業
平成24年度	一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が創設された。利用者の企業実習や就職活動への同行支援に対する加算が創設された。	LITALICOワーク ス事業
平成24年度	児童福祉法（改正） 身近な地域で支援が受けられるよう、施設、事業所が発達障害の子どもの状態等に応じて柔軟に対応できるようになった。 通所については、量的拡大を図る観点から、できる限り規制緩和するとともに、地域の実情に応じて整備された。 児童福祉法に基づいて「児童発達支援」と「放課後等デイサービス（児童デイサービス）」に分けられた。	LITALICOジュニア事業
平成25年度	障害者総合支援法（施行） 障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを主旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。	LITALICOワーク ス事業
平成25年度	障害者法定雇用率が改定され1.8%から2.0%へ増加された。	LITALICOワーク ス事業
平成27年度	利用者の就労定着期間に着目した加算が創設された。 一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算が強化された。	LITALICOワーク ス事業
平成27年度	経験者や有資格者（総じて「児童指導員」）の配置に対する評価の加算が創設された。 関係機関との連携、相談援助支援に関する評価の加算が創設された。	LITALICOジュニア事業

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,198(427)	31.9	2.8	3,847

セグメントの名称	従業員数（人）
LITALICOワークス事業	505(23)
LITALICOジュニア事業	542(306)
報告セグメント計	1,047(329)
その他	62(86)
全社（共通）	89(12)
合計	1,198(427)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含む。)は、()内に年間平均従業員数(小数点以下を四捨五入)を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は正社員、契約社員にて算出しております。
3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、当社は賞与を支給しておりません。
4. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
5. 従業員数が前事業年度末に比べて増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、政府や日銀による経済・金融政策等の効果により、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかし、新興国を始めとした海外経済の下振れリスクや、英国の欧州連合（EU）離脱等の影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては、発達障害児等の特別な支援が必要な児童に対して、担当する教員を安定的に配置することを一つの柱とする義務教育標準法等の改正法案が閣議決定されるなど、我が国政府は少子化対策の一環として、発達障害児支援も重点項目として取り上げております。

また、障害者の就労分野においては、平成30年度より法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることで、法定雇用率が引き上げられる流れもあり、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

このような外部環境の変化を踏まえ、長期的利益の安定成長を実現するため、一般就労等を希望される障害者等を対象としたLITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善、発達障害がある児童を対象としたLITALICOジュニア事業への投資を継続しております。具体的には、当事業年度の新規開設数は、就労移行支援事業6拠点、児童発達支援事業6教室、放課後等デイサービス事業12教室、その他（LITALICOワンダー事業）1教室となりました。

なお、当社は、当事業年度において、お客様にサービスの安心感を伝えるとともに、各サービスの質をさらに高めていくことを目的に、一部事業のサービスブランドを「LITALICO」の下に統合いたしました。それにともない、報告セグメント名称をWINGLE事業からLITALICOワークス事業へ、Leaf事業からLITALICOジュニア事業へとそれぞれ変更を行っております。

このような事業環境のもと、当事業年度の業績につきましては、売上高は8,729,693千円（前事業年度比20.2%増）、営業利益は669,943千円（前事業年度比19.2%増）、経常利益は650,891千円（前事業年度比21.9%増）となり、当期純利益は419,095千円（前事業年度比40.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

①LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は4,310,832千円（前事業年度比6.1%増）となりました。

②LITALICOジュニア事業

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したことにより、当事業年度の売上高は3,987,288千円（前事業年度比30.0%増）となりました。

③その他

既存教室及び新規開設教室が順調に推移したこと及び、インターネット事業の収益化により、当事業年度の売上高は431,572千円（前事業年度比218.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べ353,932千円減少し、627,682千円となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、421,328千円（前事業年度比20.1%減）となりました。これは主に、売上債権の増加により183,079千円、法人税等の支払により253,096千円の支出となった一方で、税引前当期純利益608,237千円、減価償却費213,627千円を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、900,638千円（前事業年度比96.9%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得により689,427千円、無形固定資産の取得により65,927千円、敷金の差入により91,696千円を支出したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は125,377千円（前事業年度比66.1%減）となりました。これは主に、長期借入金による収入900,000千円となった一方で、短期借入金の返済により300,000千円、長期借入金の返済により354,418千円、長期未払金の返済により98,818千円を支出したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、LITALICOワークス事業とLITALICOジュニア事業を通じて、障害者や発達障害の子どもへのサービスを提供しております。生産実績に該当する事項がありませんので、記載をしておりません。

(2) 商品仕入実績

当社の商品仕入実績は、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 受注状況

当社は、受注生産等を行っておりませんので、受注状況に関する記載をしておりません。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		販売高（千円）	前年同期比（％）
LITALICOワークス事業		4,310,832	106.1
LITALICOジュニア事業	児童発達支援事業	2,308,993	115.2
	学習教室事業	1,165,059	109.6
	放課後等デイサービス事業	513,235	—
	計	3,987,288	130.0
報告セグメント計		8,298,121	116.4
その他		431,572	318.3
合計		8,729,693	120.2

当事業年度の販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

地域別	都道府県	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		
		期末拠点数	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
北海道地方	北海道	3	218,187	108.3
東北地方	宮城県	2	167,132	101.1
関東地方	東京都	38	5,869,462	121.6
	神奈川県	36		
	埼玉県	11		
	千葉県	10		
	栃木県	1		
中部地方	愛知県	7	685,420	107.7
	静岡県	2		
近畿地方	大阪府	16	1,180,399	145.9
	兵庫県	5		
	京都府	2		
中国地方	岡山県	1	247,784	99.9
	広島県	3		
九州地方	福岡県	3	361,306	95.5
	沖縄県	1		
	宮崎県	1		
合計		142	8,729,693	120.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,006,892	13.9	1,519,537	17.4
東京都国民健康保険団体連合会	1,367,755	18.8	1,480,911	17.0

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「世界を変え、社員を幸せに」という理念のもと、多様な価値観を認め合う文化を育み、多様な人々が自分らしい人生を選択できる「人を中心とした社会」の実現を通じて「障害のない社会」を創造することを目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、その業態から、人件費が費用構成の主要な項目となるため、売上の確保が企業業績に大きな影響を与えます。そのため、安定期における単店の粗利率35%以上を目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、長期利益の安定成長を実現するため、LITALICOワークス事業の一層の強化や業務効率の改善等とあわせ、発達障害児を主たる対象とした児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業への投資を強化することで、より個性を伸ばす教育環境の構築に注力しております。当事業年度の新規拠点の開設数は、就労移行支援事業6拠点、児童発達支援事業6教室、放課後等デイサービス事業12教室、その他（LITALICOワンダー事業）1教室となりました。

(4) 会社の対処すべき課題

障害福祉サービス分野における当社の今後の経営環境は、LITALICOワークス事業につきましては平成25年4月1日の障害者法定雇用率の改定（1.8%から2.0%へ）や、平成30年度以降、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることで、法定雇用率が2.0%から2.3%へ段階的に引き上げられる流れもあり、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれます。また、LITALICOジュニア事業につきましても、児童発達支援の事業所数が不足していることや、自己負担分の助成を独自に行う自治体（杉並区、墨田区、横浜市等）も増加しており、こちらも旺盛な需要が見込まれます。

そのような背景をもとに、当社では、中長期的に継続した企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

① 既存の店舗サービスの全国展開

すべての事業を合わせて142ヶ所の拠点（平成29年3月31日現在）を運営しておりますが、各地で待機者が発生するなどお客様の要望に応えきれておりません。このようなお客様の要望に応えるためにも、事業計画に沿って全国に新規拠点を開設してまいりたいと考えております。

② 周辺ビジネス領域への事業拡大によるワンストップサービスの提供

当社では、平成27年11月まで小学生以降の発達障害児を対象とした公費事業を提供していなかったため、お客様が当社サービスを受けようとする場合は、授業料が100%自己負担となる私費事業の学習教室事業を利用する以外の選択肢を提供できておりませんでした。

しかし、私費事業のサービスはお客様の負担が比較的大きく、そのためサービスを十分に活用できないお客様もいました。そこで、児童発達支援事業を卒業した児童が継続して利用できる公費事業のサービスである、放課後等デイサービス事業を開始しました。現在、放課後等デイサービス事業は小学生向けに拡大してきておりますが、更なるお客様の要望にお応えするためにも、今後は、中学生・高校生に向けた放課後等デイサービス事業を拡充してまいりたいと考えております。

以上により、児童発達支援事業(未就学児)、放課後等デイサービス事業(小学生)、放課後等デイサービス事業(中学生・高校生)、就労移行支援事業にて未就学児から成人まで継続して当社の公費事業のサービスを提供し、更に私費事業である学習教室事業やLITALICOワンダー事業等の当社の様々なサービスも併せて提供することで、お客様に対する選択肢の充実と、ワンストップサービスの提供を一層実現していきたいと考えております。

③ インターネット事業におけるプラットフォームサービスの実現

発達障害や精神障害、障害児の子育て等に関する質の高い情報の提供を望むたくさんの声のお客様からありました。

このようなお客様の要望に応えるためにも、障害がある方やそのご家族、子どもを持つ親等を対象とするポータルサイト「LITALICO発達ナビ」にて、ユーザー同士が質問し合えるSNS機能や、地域の施設情報やその他子育て等に関する質の高い情報を提供するとともに、子育てに関する情報メディア「Conobie」を提供しております。今後の展開としましては、お客様が、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業、LITALICOワンダー事業等の当社のサービスを中心に、数多くのサービスの中から自身にとって最適なサービスを選択することができるプラットフォームとしての機能の提供を考えております。

また、当該ポータルサイトにて、お客様の要望に応えられる有料サービスの提供、ネットワーク広告を中心とした広告モデルの構築も考えております。

④ 収益源の多角化

当事業年度の当社売上に占めるLITALICOワークス事業の割合は49.4%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法に規定されるLITALICOワークス事業の売上が当社の売上構成比の多くを占めることは、経営の健全性の観点からも課題であると認識しております。別種の法令である児童福祉法に規定され、お客様属性も異なる児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を拡大することで、収益力を維持しながらLITALICOワークス事業の売上構成比を段階的に抑える計画であります。その一方で私費事業であるLITALICOワンダー事業やインターネット事業をはじめとする新規事業類を拡大することで、更なる経営の健全化を図る次第であります。

⑤ 人材採用と育成

当事業は、その多くがお客様に対する直接的な支援や教育であり、そのサービスの質を左右する最大の要素は人材の質であるとの認識から、人材の「採用と教育」に大きな経営資源を割いております。

採用活動においては、豊富な知見や専門性を持つキャリア人材の採用に留まらず、年齢が若く潜在能力の高い人材であれば新卒・キャリア人材を問わず採用し、社内で教育する方針を取っております。特にLITALICOジュニア事業に従事するスタッフは、同業種での経験の長い者の採用だけでは出店計画に伴う必要人員に対して不足を生じるため、適性のある新卒学生や異業種出身の人材を採用し、計画的な社内研修を実施することで育成を図ってまいります。

育成においては、研修は入社後1週間本社にて集合型研修を実施後、現場でのOJTを実施しております。また、入社後1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月経過時点で現場を経験したうえでのフォローアップ研修を実施しております。更に、支援スキルの高いスタッフを各拠点、エリアに配置し、お客様の支援が困難なケースのサポートや支援スキルのスーパーバイズを実施し、更なる支援・指導力の強化を図っております。他に、実務経験と学識の両面で多くの知見を有し、スタッフ育成を担える講師陣を社外から招聘して、外部から学ぶ機会を提供することで、専門性の更なる向上にも努めております。

このように、経験者に固執することなく、人材の採用・育成を行うことによって、拠点の展開速度に見合う質が担保された人材の確保が可能となっております。なお、今後も引き続き人材育成環境の整備に努めてまいります。

⑥ 知名度の向上、広告宣伝の強化

当社は障害者の就労問題の解決を目的に設立された経緯と発達障害児を主たる対象とした事業を行っていることから、障害者向けサービスという社会的認知が強いと認識しております。

しかし、当社ビジョンである「障害のない社会をつくる」は、障害者と健常者に関係なく、生きづらさや、困難を抱えた全ての方を対象にして、実現したいビジョンであります。しかし、そのような社会的認知は、まだ広まっていないため、今後も引き続き、適切な知名度の向上、広告宣伝を行っていく必要があります。

なお、知名度の向上と広告宣伝の強化は、優秀な人材の採用のためにも重要な課題であると認識しております。

⑦ 事業基盤の強化

(イ) 提供サービスの平準化と質の向上

LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業ともに都道府県をまたぐ多店舗展開をしており、どの拠点でも同一水準のサービスを提供するための平準化が必要になります。そのため、事業毎の教材、カリキュラム等を制作し、スタッフが質の高いサービスを常に提供できるように努めております。

(ロ) 地域・関係機関との連携強化

すべての事業ともにお客様や家族への個別最適なサービスを提供することに加えて、学校、企業、地域社会といった外部環境への働きかけも重視しております。そのために、当社の事業内容が地域、教育機関、行政及び病院等の関係機関や民間企業・団体に正確に理解され、これらの方々と協同して課題の解決に当たることが、重要な課題となっております。

(ハ) 事業間の連携強化

未就学児を対象にした児童発達支援事業、小学生以降の児童を対象にした放課後等デイサービス事業・学習教室事業、LITALICOワンダー事業、主に成人を対象にしたLITALICOワークス事業というライフステージに沿ったワンストップサービス群が当社の強みであります。各事業で蓄積した知見の共有や、指導計画・支援計画の共有化等で、お客様の利便性を高めるなど、更なるシナジー効果を発揮するための連携強化も重要な課題であると認識しております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社では、『障害者総合支援法』を根拠法とするLITALICOワークス事業(就労移行支援事業、特定相談支援事業)、『児童福祉法』を根拠法とするLITALICOジュニア事業(LITALICOジュニア事業の内、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業)を運営しております。

各事業共に国から報酬を得ており、これらの報酬制度は原則として3年に1回改定が行われるため、これらの法令の制定・改廃等が行われた場合や、厚生労働省からの通達の内容が変更された場合は、当社の事業活動が制約を受け、業績に影響を与える可能性があります。そのため、法令や通達の解釈に誤りが発生しないよう、地方自治体と適宜確認を取りながら事業を進めております。

また、各事業共に拠点単位で都道府県知事又は政令指定都市市長から設置の指定を受けるものであり、現時点において、適正な運営ができなくなったものとして当社の運営するセンターや教室に指定取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後、何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。*4

また、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められております。「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」において定員は省令*1にて定めるとしており、省令においては事業者が利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでないことが定められています。

また、厚生労働省の通知*2において、減算(報酬が減額されること)対象は単日で定員の150%、3ヶ月の平均が定員の125%(但し定員が11人以下の場合は130%)を超過する場合と定められています。そして各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討するものとする定められており、その運用は各自治体に委ねられております。加えて、厚生労働省の通知*3においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨定められています。

当社では上記法令及び各種通知事項の趣旨に則り、減算の対象とならない範囲において定員を超過した運営をしております。従って今後何らかの事情により、各自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、個別の自治体において定員を超過した運営ができなくなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

*1:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

*2:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

*3:LITALICOワークス事業においては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」、LITALICOジュニア事業においては「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

*4:当社各事業所が受けている指定は以下の通りです。なお、各事業所ごとの指定となっており、全社的な問題(例えば経営陣による不正の指示等が認められる場合)を除き指定の取り消し等についても事業所毎に検討されます。

取得	所轄官庁	指定サービス名称	指定サービス内容	当社サービス名称	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	LITALICOワークス事業	6年毎の更新	総合支援法第50条 (指定の取り消し等)
			障害者総合支援法の特定相談支援	LITALICOワークス事業	6年毎の更新	総合支援法第50条 (指定の取り消し等)
			児童福祉法の児童発達支援	LITALICOジュニア事業 児童発達支援事業	6年毎の更新	児童福祉法 第21条の5の23
			児童福祉法の放課後等デイサービス	LITALICOジュニア事業 放課後等デイサービス事業	6年毎の更新	児童福祉法 第21条の5の23

(2) LITALICOワークス事業への依存について

当事業年度の売上高に占めるLITALICOワークス事業の割合は49.4%となります。障害者雇用制度及び障害者法定雇用率は今後も継続して維持・上昇が見込まれるものの、障害者総合支援法の制定・改廃等が行われ当社の事業活動が制約された場合や、当社の運営する拠点に指定取消しや営業停止が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報保護について

当社のLITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業において、顧客及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社では、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、各種規程や全社員対象の社内教育を通じて、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、あるいは社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）の導入に対して適正な対応ができない場合は、当社への社会的信用が失墜し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 拠点における事故について

当社では拠点の運営に関し、顧客及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、万全の体制で臨んでいると考えております。

しかしながら、事故発生の可能性は皆無とは言えず、万一重大な事故が発生した場合や、その他の運営上における何らかのトラブルが発生した場合、顧客の流出や指定取消等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスを提供しております。当社はサービスを提供する全社員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応できるためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応できるように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社が展開する各事業は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用して育成する研修部門を開設し、現在は本社内にその機能を配置し、継続して人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。

しかしながら、今後、人材の確保と育成が拠点開設のスピードに追いつかない場合、当社の開設計画及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 風評等の影響について

当社の事業は、顧客やその家族に加えて、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会の住民の皆さまとの連携の元に成り立つものであると認識しております。当社の従業員には、企業理念、ビジョンを浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。

しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社が属する障害福祉サービス業界は、提供サービスが人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えられます。しかしながら、本書提出日現在において、首都圏における競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業拡大や新規参入等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模な自然災害・感染症について

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害や、新型インフルエンザ等の感染症の流行が、想定を大きく上回る規模で発生し、当該地域の拠点の稼働が長期に渡って困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報システム障害について

当社は、コンピュータシステム及びネットワーク網を整備することで、本社・事業部間の事務処理を効率化するため、全社で顧客管理・人事処理・会計業務等にシステムを導入しております。これらのシステムを適正かつ継続

的に運用するため、情報システム部による稼働状況の監視と安全性の検証、情報管理規程類の運用等を行っております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、何らかの原因によりシステムに障害が発生した場合、業務遂行が困難になり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、法令や報酬の改定内容の発表から施行までの時間が少ない場合など、請求系システムの改修が間に合わないことが想定され、請求月等の遅延が発生することが予想されます。

(11) 固定資産の除却について

当社は、よりお客様の負担が少ない形で学齢期のお子様にLITALICOジュニア事業のサービスを提供するべく、第12期以降放課後等デイサービス事業を加速的に出店する方針であり、拠点開設に伴いまして一部の既存教室の移転や改修工事が発生する見込みです。

当該、移転や改修工事に伴いまして、固定資産除却に係る費用が順次発生する見込みであります。これらの移転や改修工事が一定期間に集中した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損について

業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社としては、減損処理が発生しないよう各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては積極的に対策を講じておりますが、万一、不採算拠点の増加や閉設が集中すると、多額の減損損失が発生する可能性があります。

(13) 利益還元について

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、継続的な利益還元を行うことを検討しております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

(14) 有利子負債について

当社は、運転資金及び新規拠点開設の設備投資資金を主に金融機関からの借入金で調達しており、平成29年3月末時点の有利子負債比率は83.8%となっております。そのため、現行の金利水準が変動した場合や計画通りの資金調達ができなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員及び従業員に対する経営への更なるコミットメントを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末これらの新株予約権による潜在株式数は512,000株であり、発行済株式総数17,385,400株の2.9%に相当しております。

※当社は、平成28年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(16) 大株主の持株比率について

当事業年度末において、当社発行済株式総数の18.2%の株式を、当社創業者であり前代表取締役である佐藤崇弘氏が保有しております。同氏が保有する当社株式が売却されることにより、当社株式の需給バランスが短期的に悪化して当社株式の市場価格が変動する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

当社の財務諸表作成に当って採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、8,729,693千円（前事業年度比20.2%増）となりました。これは、LITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業に係る新規拠点開設を積極的に行ったことによるものであります。内訳といたしましては、LITALICOワークス事業売上高が4,310,832千円（前事業年度比6.1%増）、LITALICOジュニア事業売上高が3,987,288千円（前事業年度比30.0%増）、その他の事業売上高が431,572千円（前事業年度比218.3%増）となりました。

(売上原価)

売上原価は5,383,453千円（前事業年度比19.9%増）となりました。これは主にLITALICOワークス事業、LITALICOジュニア事業に係る新規拠点開設に伴う人件費等の増加によるものであります。この結果、売上総利益は3,346,240千円（前事業年度比20.5%増）となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、2,676,296千円（前事業年度比20.9%増）となりました。これは主に人件費の増加によるものであります。この結果、営業利益は669,943千円（前事業年度比19.2%増）となりました。

(営業外損益)

営業外収益は、20,185千円（前事業年度比6.7%減）となりました。これは主に助成金収入の発生によるものであります。また、営業外費用は、39,237千円（前事業年度比21.3%減）となりました。これは、主に、解約違約金と支払利息の発生によるものであります。この結果、経常利益は650,891千円（前事業年度比21.9%増）となりました。

(特別損益及び法人税等)

特別損失は、42,653千円（前事業年度比43.3%減）となりました。これは主に固定資産の除却損の発生によるものであります。さらに、法人税等は、189,142千円（前事業年度比18.5%増）となりました。この結果、当期純利益は419,095千円（前事業年度比40.2%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、2,171,773千円（前事業年度末残高2,300,977千円）となり、前事業年度末に比べ129,204千円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少、売上高の増加に伴う売掛金の増加によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、1,972,469千円（前事業年度末残高1,312,436千円）となり、前事業年度末に比べ660,032千円増加いたしました。これは主に新規拠点開設に伴う有形固定資産の増加、敷金及び保証金の増加によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、1,427,522千円（前事業年度末残高1,640,577千円）となり、前事業年度末に比べ213,054千円減少いたしました。これは主に短期借入金の減少、1年内返済予定の長期借入金の増加、未払金の減少によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、977,884千円（前事業年度末残高664,534千円）となり、前事業年度末に比べ313,350千円増加いたしました。これは主に長期借入金の増加、長期未払金の減少によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、1,738,835千円（前事業年度末残高1,308,303千円）となり、前事業年度末に比べ430,532千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上に伴う繰越利益剰余金の増加によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。当社は、これらのリスク要因について、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保する等の対応を図ることにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。これらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、中長期的な成長やサービス向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。当事業年度における設備投資総額は758,570千円であり、セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) LITALICOワークス事業

既存拠点のサービス向上を目的とした改装、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等416,547千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
拠点設備等	146,049	261,885	8,612	—	416,547

(2) LITALICOジュニア事業

既存拠点のサービス向上を目的とした改装、業務効率化のためのシステム導入、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等280,569千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
拠点設備等	180,781	77,770	22,017	—	280,569

(3) その他

業務効率化を目的としたソフトウェア導入、サービス提供地域拡大のための新規出店による設備投資等61,454千円を実施いたしました。

(設備投資の内訳)	建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	ソフトウェア 仮勘定 (千円)	合計 (千円)
本社設備等	5,549	21,427	34,477	—	61,454

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物附属 設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	38,467	39,999	51,066	129,534	233 (55)
LITALICO ワークス豊橋 (愛知県豊橋市)	LITALICO ワークス事業	拠点 関連設備	26,833	5,394	—	32,227	6
LITALICO ジュニア藤沢 児童発達支援事業 (神奈川県藤沢市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	13,145	5,514	—	18,659	12 (5)
LITALICO ジュニア新大阪 児童発達支援事業 (大阪府大阪市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,086	5,835	—	17,922	8 (6)
LITALICO ジュニア新大阪 放課後等デイ サービス事業 (大阪府大阪市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,086	5,785	—	17,872	4 (3)
LITALICO ジュニア天王寺 児童発達支援事業 (大阪府大阪市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,177	4,574	—	16,752	11 (5)
LITALICO ジュニア天王寺 放課後等デイ サービス事業 (大阪府大阪市)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	12,177	4,426	—	16,604	4 (5)
LITALICO ジュニアお茶の水 児童発達支援事業 (東京都千代田区)	LITALICO ジュニア事業	拠点 関連設備	10,602	4,916	—	15,518	7 (4)
LITALICO ワークス五反田 (東京都品川区)	LITALICO ワークス事業	拠点 関連設備	9,083	6,324	—	15,408	6
LITALICO ワークス名古屋駅前 (愛知県名古屋市中区)	LITALICO ワークス事業	拠点 関連設備	10,776	4,351	—	15,127	8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。
3. リース契約による賃借設備として主なものは、以下のとおりであります。

平成29年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	—	ソフトウェア	4	6,942
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	5	6,381

4. 上記の他、主要な貸借している設備として、以下のものがあります。

平成29年3月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京本社 (東京都目黒区)	—	本社設備	75,111

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、既存拠点の稼働率や業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して行っております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
LITALICO ワークス 事業	LITALICOワークス名古屋桜通口 (愛知県名古屋市)	拠点 関連設備	15,989	3,155	自己資金及 び借入金	平成29年 4月	平成29年 4月	(注)
LITALICO ワークス 事業	LITALICOワークス西船橋 (千葉県千葉市)	拠点 関連設備	16,703	2,832	自己資金及 び借入金	平成29年 4月	平成29年 4月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニアなんば日本橋 教室 児童発達支援事業 (大阪市中央区)	拠点 関連設備	14,236	1,336	自己資金及 び借入金	平成29年 5月	平成29年 5月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニアなんば日本橋 教室 放課後等デイサービス事業 (大阪市中央区)	拠点 関連設備	14,236	1,336	自己資金及 び借入金	平成29年 5月	平成29年 5月	(注)
—	東京本社 (東京都目黒区)	本社設備	162,800	32,758	自己資金及 び借入金	平成29年 5月	平成29年 7月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア池袋西口教室 児童発達支援事業 (東京都豊島区)	拠点 関連設備	15,412	—	自己資金及 び借入金	平成29年 5月	平成29年 5月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア池袋西口教室 放課後等デイサービス事業 (東京都豊島区)	拠点 関連設備	15,412	—	自己資金及 び借入金	平成29年 5月	平成29年 5月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア立川南口教室 児童発達支援事業 (東京都立川市)	拠点 関連設備	9,700	696	自己資金及 び借入金	平成29年 6月	平成29年 6月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア立川南口教室 放課後等デイサービス事業 (東京都立川市)	拠点 関連設備	9,700	696	自己資金及 び借入金	平成29年 6月	平成29年 6月	(注)
LITALICO ワークス 事業	LITALICOワークス心斎橋 (大阪市中央区)	拠点 関連設備	14,600	2,596	自己資金及 び借入金	平成29年 6月	平成29年 6月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア枚方教室 児童発達支援事業 (大阪府枚方市)	拠点 関連設備	9,500	—	自己資金及 び借入金	平成29年 6月	平成29年 7月	(注)
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア枚方教室 放課後等デイサービス事業 (大阪府枚方市)	拠点 関連設備	9,500	—	自己資金及 び借入金	平成29年 6月	平成29年 7月	(注)

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
LITALICO ワークス 事業	平成30年3月期 開設予定3拠点	拠点 関連設備	48,000	—	自己資金及 び借入金	平成30年 3月期中	平成30年 3月期中	(注)
LITALICO ジュニア 事業	平成30年3月期 開設予定15拠点	拠点 関連設備	195,000	—	自己資金及 び借入金	平成30年 3月期中	平成30年 3月期中	(注)
その他	平成30年3月期 開設予定3拠点	拠点 関連設備	24,000	—	自己資金及 び借入金	平成30年 3月期中	平成30年 3月期中	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	期末簿価	予定除却月
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア池袋教室 (東京都豊島区)	拠点 関連設備	6,300	平成29年6月
LITALICO ジュニア 事業	LITALICOジュニア立川教室 (東京都立川市)	拠点 関連設備	7,350	平成29年7月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	61,440,000
計	61,440,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （平成29年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成29年6月23日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,385,400	17,409,400	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式であります。 また、1単元の 株式数は100株 であります。
計	17,385,400	17,409,400	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により
発 行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成26年3月31日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	2	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,000（注）1,5	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）	41（注）2,5	—
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月1日 至 平成32年3月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 41（注）5 資本組入額 20.5（注）5	—
新株予約権の行使の条件	（注）3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他一切の処分は認めな い。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	—

（注）1.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 2.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{aligned} \text{調整後1株当たり払込金額} &= \text{調整前1株当たり払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}} \\ &\quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。また、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②平成27年3月27日臨時株主総会決議（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	14	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	168,000（注）1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250（注）2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 平成35年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 250（注）5 資本組入額 125（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他一切の処分は認めな い。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 2.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{aligned} \text{調整後1株当たり払込金額} &= \text{調整前1株当たり払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前株価}} \\ &= \text{調整前1株当たり払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3.新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5.平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。また、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③平成27年9月30日臨時株主総会決議（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	22	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	264,000（注）1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	291（注）2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成36年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 291（注）5 資本組入額 145.5（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 2.新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後1株当たり行使価額} = \text{調整前1株当たり行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\begin{aligned} \text{調整後1株当たり行使価額} &= \text{調整前1株当たり行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{新株式発行前株価}} \\ &= \text{調整前1株当たり行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとする。新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り捨てる）。

3. 新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 本新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて1株当たりの行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

(ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

(リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成27年12月14日開催の取締役会決議により、平成27年12月31日付で普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。また、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④平成28年7月15日取締役会決議（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	240	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	48,000（注）1,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,387（注）2,5	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年8月1日 至 平成36年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1610.8（注）5 資本組入額 805.4（注）5	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他一切の処分は認めな い。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1.新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 2.割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

- 3.新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権1単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

5. 平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

⑤平成29年2月14日取締役会決議（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	80	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,622（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成31年3月2日 至 平成37年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,981.8 資本組入額 990.9	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入そ の他一切の処分は認めな い。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1.新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- 2.割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

3.新株予約権の行使の条件

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (ロ) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (ニ) 新株予約権の行使は新株予約権 1 単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならない、1 株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (ニ) 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (ホ) 新株予約権を行行使することができる期間

上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行行使することができる期間の満了日までとする。

- (ヘ) 新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

- (ト) 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。

- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨での定め

新株予約権を行行使した新株予約権者に交付する株式の 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年3月29日 (注) 1	63	1,203	7,875	56,875	7,875	15,875
平成26年3月31日 (注) 2	77	1,280	19,250	76,125	19,250	35,125
平成27年12月31日 (注) 3	7,678,720	7,680,000	—	76,125	—	35,125
平成28年3月13日 (注) 4	320,000	8,000,000	147,200	223,325	147,200	182,325
平成28年3月15日 (注) 5	30,000	8,030,000	240	223,565	240	182,565
平成28年3月29日 (注) 6	230,700	8,260,700	106,122	329,687	106,122	288,687
平成28年4月30日 (注) 5	420,000	8,680,700	4,485	334,172	4,485	293,172
平成28年5月16日 (注) 5	12,000	8,692,700	96	334,268	96	293,268
平成28年9月6日 (注) 7	8,692,700	17,385,400	—	334,268	—	293,268

(注) 1. 有償第三者割当 63株

発行価格 250千円

資本組入額 125千円

主な割当先 ウイング従業員持株会 (現 LITALICO従業員持株会)、星島聖二朗、田所亮

2. 有償第三者割当 77株

発行価格 500千円

資本組入額 250千円

主な割当先 ウイング従業員持株会 (現 LITALICO従業員持株会)、玉谷祥子、宮城治男、他3名

3. 平成27年12月31日付で、普通株式1株につき6,000株の株式分割を行っております。

4. 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,000円

引受価額 920円

資本組入額 460円

払込金総額 294,400千円

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

6. 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,000円

引受価額 920円

資本組入額 460円

払込金総額 212,244千円

割当先 野村證券株式会社

7. 平成28年9月6日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

8. 平成29年4月1日から平成29年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が24,000株、資本金が492千円及び資本準備金が492千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	9	21	11	29	5	2,536	2,611	—
所有株式数 （単元）	—	22,299	1,367	36	5,724	7	144,406	173,839	1,500
所有株式数 の割合 （％）	—	12.83	0.79	0.02	3.29	0.00	83.07	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
長谷川 敦弥	岐阜県多治見市	5,568,000	32.03
佐藤 崇弘	東京都目黒区	3,168,000	18.22
穂田 誉輝	東京都渋谷区	1,704,000	9.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,354,300	7.79
LITALICO従業員持株会	東京都目黒区上目黒2丁目1-1 中目黒GTタワー15F	886,300	5.10
土田 扶門	東京都国分寺市	468,000	2.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	311,300	1.79
中俣 博之	東京都新宿区	266,100	1.53
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	217,700	1.25
本郷 純	宮城県仙台市青葉区	204,000	1.17
計	—	14,147,700	81.38

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,383,900	173,839	—
単元未満株式	普通株式 1,500	—	—
発行済株式総数	普通株式 17,385,400	—	—
総株主の議決権	—	173,839	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① (平成26年3月31日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成26年3月31日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成26年3月31日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、外部アドバイザー1名であります。

② (平成27年3月27日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成27年3月27日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成27年3月27日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 1 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

③ (平成27年9月30日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成27年9月30日の臨時株主総会の特別決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名であります。

④（平成28年7月15日取締役会決議）

会社法に基づき、平成28年7月15日取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成28年7月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員4名であります。

⑤（平成29年2月14日取締役会決議）

会社法に基づき、平成29年2月14日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成29年2月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけておりますが、配当政策については、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針であります。また、当社は会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は取締役会としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保を図るべく、当事業年度の配当を実施していません。今後は、業績等を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく所存であります。

なお、内部留保資金につきましては、今後の業容拡大に対応すべく、優秀な人材の確保及び新規拠点の開設のために投資してまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	—	—	—	3,000	4,275
最低(円)	—	—	—	1,780	1,042

(注) 最高・最低株価は、平成29年3月17日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成28年3月14日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

なお、平成28年8月15日開催の取締役会決議により、平成28年9月6日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより3,072,000株増加、発行済株式の総数は6,144,000株となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	1,410	1,326	1,352	1,637	1,675	1,840
最低(円)	1,059	1,071	1,112	1,351	1,474	1,585

(注) 最高・最低株価は、平成29年3月17日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	—	長谷川 敦弥	昭和60年2月11日生	平成20年5月 当社入社 平成20年9月 当社営業部長 平成21年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年4月 当社事業開発本部長 平成23年4月 当社発達障害児支援事業本部長 平成26年8月 当社事業本部長	(注)4	5,218
取締役	—	中俣 博之	昭和59年10月3日生	平成20年4月 株式会社ディー・エス・エー入社 平成26年4月 同社ゲーム開発部部長 平成26年7月 当社入社 平成26年8月 当社社長室長 平成26年10月 当社取締役(現任) 当社経営戦略本部長 平成27年7月 当社インターネット事業部長 平成28年8月 当社インターネット事業本部長	(注)4	206
取締役	経営企画部長	坂本 祥二	昭和60年12月4日生	平成21年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 平成25年9月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 平成27年3月 当社入社 当社執行役員 当社経営企画部長(現任) 平成27年10月 当社取締役(現任) 平成28年1月 当社経営企画本部長	(注)4	51
取締役 (監査等委員)	—	宗司 ゆかり	昭和46年8月9日生	平成6年4月 出光興産株式会社入社 平成12年11月 有限会社エリカインターナショナル入社 平成16年9月 株式会社コムスン入社 平成20年1月 グッドウィル・グループ株式会社(現 テクノプロ・ホールディングス株式会社)転籍 平成22年8月 当社入社 平成24年4月 当社内部監査室長 平成25年6月 当社常勤監査役 平成29年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	—	平野 正雄	昭和30年8月3日生	昭和55年4月 日揮株式会社入社 昭和62年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 平成5年7月 同社パートナー 平成10年7月 同社ディレクター・日本支社長 平成19年11月 カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター・日本共同代表 平成24年1月 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長（現任） 平成24年4月 早稲田大学商学大学院 教授（現任） 平成27年5月 デクセリアルズ株式会社 社外取締役（現任） 平成28年8月 株式会社ロコンド 社外取締役（現任） 平成29年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	—
取締役 (監査等委員)	—	穂田 誉輝	昭和44年4月29日生	平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス（現 株式会社ジャフコ）入社 平成8年4月 株式会社ジャック（現 株式会社カーチスホールディングス）入社 平成11年9月 株式会社アイシーピー 代表取締役 平成12年5月 株式会社カクコム 取締役 平成13年12月 同社代表取締役社長 平成18年6月 同社取締役相談役 平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役 平成24年5月 同社代表執行役 平成26年10月 当社取締役 平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長（現任） 平成27年12月 株式会社リアルワールド 社外取締役（現任） 平成28年3月 クックパッド株式会社 取締役兼執行役 平成29年1月 同社取締役 平成29年3月 株式会社オウチーノ 取締役会長（現任） 平成29年4月 株式会社トクバイ 代表取締役（現任） 平成29年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 5	1,704
						7,179

- (注) 1. 平成29年6月20日に開催された定時株主総会決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役平野正雄及び穂田誉輝は社外取締役であります。
3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 宗司ゆかり、委員 平野正雄、委員 穂田誉輝
なお、宗司ゆかりは、常勤の監査等委員であります。
4. 平成29年6月20日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成29年6月20日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 平成29年6月20日開催の定時株主総会において監査等委員である社外取締役を選任された井上雅彦につきましては、当社の取締役兼業について鳥取大学学長の許可を受けることが必要であります。同氏の就任は、平成29年7月31日までに同大学学長より許可を受けることを条件として、効力を生じるものとしております。なお、同氏の任期は選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。同氏の略歴等は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
井上 雅彦	昭和40年11月22日生	平成4年10月 兵庫教育大学 学校教育学部附属障害児教育実践センター 助手 平成11年4月 兵庫教育大学 学校教育学部附属発達心理臨床研究センター 助教授 平成17年4月 兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 臨床健康教育系 准教授 平成20年4月 鳥取大学大学院 医学系研究科 教授(現任)	—

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念を实践する過程において、健全性を維持しながら企業価値を継続的に増大させることを主眼に、コンプライアンス及び、公正で透明性の高い経営を確保していくことがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

①企業統治の体制

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化に加え、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、平成29年6月20日に開催された定時株主総会決議により監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

イ. 取締役会

取締役会は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項その他の法令及び定款に定められた事項を決定し、また、取締役の職務遂行の状況を監督しています。取締役会は、代表取締役1名、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役3名の計6名で構成され、監査等委員である取締役のうち2名が提出日現在会社法における社外取締役であります。取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しています。

ロ. 経営会議

取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議決定することを目的に、経営会議を設置し、迅速かつ適切な意思決定に資する体制をとっております。

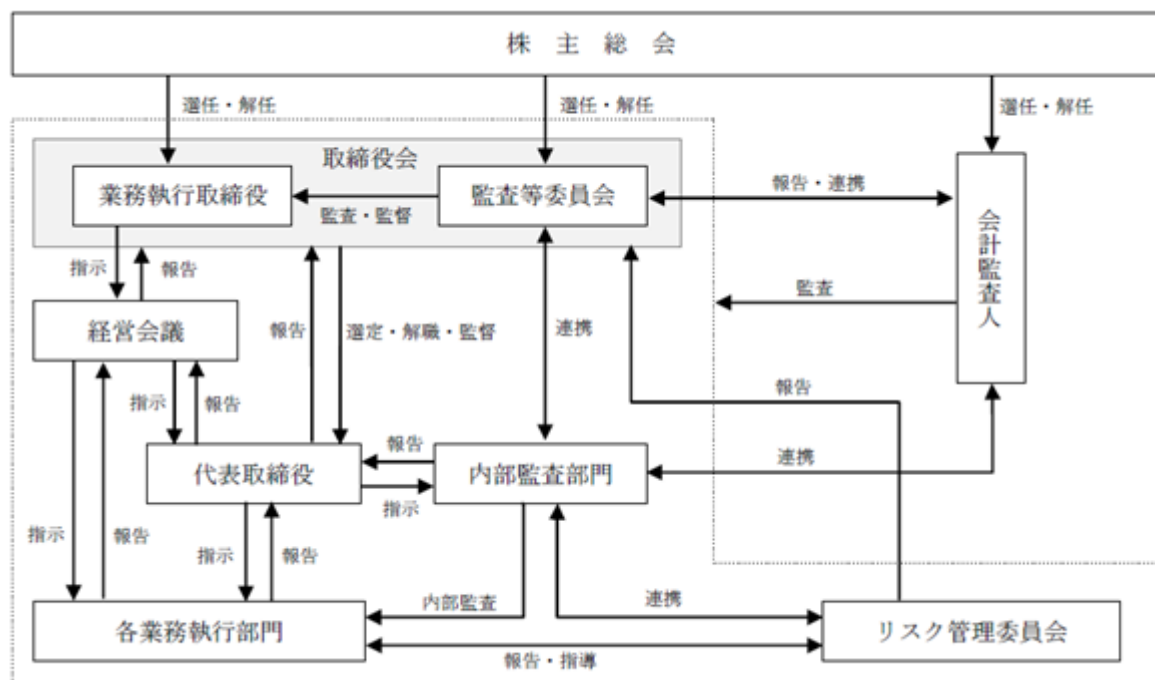
ハ. 監査等委員会

監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）1名と社外取締役（監査等委員）2名の計3名で構成されております。監査等委員である取締役は、定時・臨時取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査・監督するとともに、意思決定や決議、報告等の運営に関し、適正に行われているか監査・監督してまいります。監査等委員会は原則として3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する予定であります。

ニ. リスク管理委員会

当社では法務部門管掌取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

b. 会社の機関、内部統制の関係図



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム基本方針」「財務報告に係る内部統制基本規程」を定める決議を行っており、本方針、本規程及び「取締役会規程」「監査等委員会規程」「内部監査規程」等に基づき内部統制システムの運用を行っております。

d. 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、内部管理体制強化のための代表取締役社長直轄の組織として内部監査部門を設置し、当社の組織、機能、遵法性に関する内部監査を実施しております。内部監査部門は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、業務運営と財産管理の実態を調査し、監査報告として代表取締役社長に報告し、業務運営の改善に資するようになっております。

また、監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況及び取締役会の各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証してまいります。監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査と会計監査人及び内部監査部門と連携し、情報共有や意見交換等を適宜行い、監査・監督の効率的実施と一層の有効化を図ってまいります。さらに、必要に応じて重要な会議へ出席することや重要な書類等の閲覧、取締役や従業員への職務執行状況の聴取を通じて監査を実施してまいります。

e. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、補助者として公認会計士4名その他7名で監査業務を実施しております。

氏名	所属する監査法人	継続監査年数
岸洋平	新日本有限責任監査法人	(注)
櫛田達也	新日本有限責任監査法人	(注)

(注) 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しています。

f. 社外取締役

当社の社外取締役は2名であり、その全員が監査等委員である社外取締役であります。また、監査等委員である社外取締役を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものではありませんが、その選任に関しては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役平野正雄は、企業経営者、経営コンサルタント及び大学教授としての豊富な経験と高い見識に基づき社外の第三者の視点で提言と監視を行ってまいります。当社は同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役櫛田誉輝は、企業経営者及び投資家としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の第三者の視点で提言と監視を行ってまいります。なお、同氏は当社株式を1,704,000株保有しておりますが、当社は同氏及びその兼職先との間に特別な利害関係はありません。

g. リスク管理体制の状況

イ、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。

ロ、リスク管理委員会にて、リスク管理の全社的推進とリスク管理に関する対応策、事故などが発生した場合の対応策を協議・実施し、総括的な事務は法務部門管掌取締役が担っております。

②役員報酬の内容

イ、提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	61,800	61,800	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	8,760	8,760	—	—	—	1
社外役員	10,200	10,200		—	—	3

(注) 上記には、平成28年12月31日に辞任した取締役1名分を含んでおります。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役についてそれぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会にて決めています。

③取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めています。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

⑤取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めています。（事業年度末現在）

なお、平成29年6月20日開催の第12期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨の定款変更決議を行っております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款に定めています。

⑧剰余金の配当時の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議により定める旨を定款に定めています。

⑨株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	11,667千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	1,000	13,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査公認会計士等の両者で協議のうえ報酬額を決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、財務・会計専門情報誌の定期購読や監査法人等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	981,615	627,682
売掛金	1,174,479	1,357,559
たな卸資産	※ 1 7,986	※ 1 4,932
前渡金	2,349	10,737
前払費用	88,437	108,778
繰延税金資産	16,502	12,029
未収入金	30,782	48,970
その他	1,919	2,155
貸倒引当金	△3,094	△1,072
流動資産合計	2,300,977	2,171,773
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※ 2 710,896	※ 2 1,011,926
工具、器具及び備品	※ 2 400,872	※ 2 729,164
減価償却累計額	△259,908	△387,911
有形固定資産合計	851,860	1,353,179
無形固定資産		
ソフトウェア	78,690	97,037
ソフトウェア仮勘定	1,550	—
無形固定資産合計	80,240	97,037
投資その他の資産		
投資有価証券	11,718	11,667
出資金	70	20
長期前払費用	7,328	60,451
従業員に対する長期貸付金	862	321
敷金及び保証金	324,054	405,386
繰延税金資産	36,300	44,404
投資その他の資産合計	380,335	522,252
固定資産合計	1,312,436	1,972,469
資産合計	3,613,414	4,144,242

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	300,000	—
1年内返済予定の長期借入金	246,962	361,159
リース債務	35,111	25,875
未払金	434,190	346,239
未払費用	353,228	409,014
未払法人税等	154,150	126,817
預り金	94,694	114,415
前受収益	1,191	1,664
その他	21,047	42,335
流動負債合計	1,640,577	1,427,522
固定負債		
長期借入金	468,552	899,937
リース債務	52,784	24,596
長期末払金	143,197	53,350
固定負債合計	664,534	977,884
負債合計	2,305,111	2,405,406
純資産の部		
株主資本		
資本金	329,687	334,268
資本剰余金		
資本準備金	288,687	293,268
資本剰余金合計	288,687	293,268
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	689,275	1,108,371
利益剰余金合計	689,275	1,108,371
株主資本合計	1,307,649	1,735,907
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	653	618
評価・換算差額等合計	653	618
新株予約権	—	2,310
純資産合計	1,308,303	1,738,835
負債純資産合計	3,613,414	4,144,242

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	7,264,219	8,729,693
売上原価	4,488,206	5,383,453
売上総利益	2,776,012	3,346,240
販売費及び一般管理費	※ 1 2,213,946	※ 1 2,676,296
営業利益	562,065	669,943
営業外収益		
受取利息	136	15
受取配当金	2	2
助成金収入	19,674	15,553
その他	1,810	4,613
営業外収益合計	21,623	20,185
営業外費用		
支払利息	17,983	13,615
支払手数料	—	4,536
株式交付費	7,534	—
解約違約金	23,943	20,721
その他	422	363
営業外費用合計	49,885	39,237
経常利益	533,804	650,891
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 18,879	※ 2 36,856
減損損失	—	※ 3 5,797
投資有価証券評価損	4,999	—
新ブランド切替費用	51,402	—
特別損失合計	75,282	42,653
税引前当期純利益	458,521	608,237
法人税、住民税及び事業税	179,268	192,758
法人税等調整額	△19,602	△3,615
法人税等合計	159,666	189,142
当期純利益	298,855	419,095

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		49	0.0	—	—
II 人件費		3,390,985	75.6	4,139,836	76.9
III 経費					
地代家賃		473,454		557,618	
減価償却費		91,758		136,562	
消耗品費		88,137		105,331	
リース料		82,777		100,280	
旅費交通費		47,727		62,441	
その他		313,317		281,382	
小 計		1,097,171	24.4	1,243,617	23.1
売上原価		4,488,206	100.0	5,383,453	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	76,125	35,125	35,125	390,420	390,420	501,670
当期変動額						
新株の発行	253,562	253,562	253,562			507,124
当期純利益				298,855	298,855	298,855
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	253,562	253,562	253,562	298,855	298,855	805,979
当期末残高	329,687	288,687	288,687	689,275	689,275	1,307,649

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,112	1,112	502,782
当期変動額			
新株の発行			507,124
当期純利益			298,855
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△458	△458	△458
当期変動額合計	△458	△458	805,520
当期末残高	653	653	1,308,303

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	329,687	288,687	288,687	689,275	689,275	1,307,649
当期変動額						
新株の発行	4,581	4,581	4,581			9,162
当期純利益				419,095	419,095	419,095
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	4,581	4,581	4,581	419,095	419,095	428,257
当期末残高	334,268	293,268	293,268	1,108,371	1,108,371	1,735,907

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	653	653	—	1,308,303
当期変動額				
新株の発行				9,162
当期純利益				419,095
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	△35	△35	2,310	2,275
当期変動額合計	△35	△35	2,310	430,532
当期末残高	618	618	2,310	1,738,835

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	458,521	608,237
減価償却費	169,411	213,627
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△419	△2,021
受取利息及び受取配当金	△138	△17
支払利息	17,983	13,615
固定資産除却損	18,879	36,856
新ブランド切替費用	51,402	—
減損損失	—	5,797
投資有価証券評価損益（△は益）	4,999	—
売上債権の増減額（△は増加）	△260,074	△183,079
未払金の増減額（△は減少）	93,577	△62,774
未払費用の増減額（△は減少）	81,878	55,808
その他	35,696	21,173
小計	671,718	707,222
利息及び配当金の受取額	138	17
利息の支払額	△18,233	△13,374
法人税等の支払額	△94,412	△253,096
新ブランド切替費用の支払額	△31,962	△19,440
営業活動によるキャッシュ・フロー	527,248	421,328
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△10	—
有形固定資産の取得による支出	△319,382	△689,427
無形固定資産の取得による支出	△37,201	△65,927
敷金の差入による支出	△93,478	△91,696
その他	△7,416	△53,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	△457,488	△900,638
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	300,000	△300,000
長期借入れによる収入	—	900,000
長期借入金の返済による支出	△294,444	△354,418
リース債務の返済による支出	△43,894	△30,547
長期未払金の返済による支出	△98,478	△98,818
株式の発行による収入	506,644	—
ストックオプションの行使による収入	480	9,162
財務活動によるキャッシュ・フロー	370,307	125,377
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	440,067	△353,932
現金及び現金同等物の期首残高	541,547	981,615
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 981,615	※ 1 627,682

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、特例処理の適用要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出しが可能な預金からなっております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貯蔵品	7,986千円	4,932千円
計	7,986	4,932

※2 固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物附属設備	6,430千円	6,430千円
工具、器具及び備品	2,487	2,487
計	8,918	8,918

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行額	300,000	—
計	300,000	600,000

(損益計算書関係)

※ 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.7%、当事業年度6.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.3%、当事業年度93.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
人件費	1,014,195千円	1,267,267千円
租税公課	174,036	240,513
減価償却費	59,343	59,610
業務委託費	92,766	113,509
採用費	169,040	166,771
旅費及び交通費	107,645	124,942
広告宣伝費	149,268	183,859

※ 2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
建物附属設備	14,129千円	21,447千円
工具、器具及び備品	1,720	8,191
ソフトウェア	3,030	7,216
計	18,879	36,856

※ 3 減損損失

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

① 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
LITALICOジュニア事業 (注)	学習教室設備 (ソフトウェア)	東京都目黒区

(注) 前事業年度におけるLeaf事業セグメントは、当期からLITALICOジュニア事業セグメントと名称変更を行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

LITALICOジュニア事業において、将来の使用見込みがなくなったことから除却の意思決定を行い、回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として認識しております。

③ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額 (千円)
ソフトウェア	5,797
合計	5,797

④ 資産のグルーピング

減損会計の適用に当たっては、原則として事業の種類別セグメントを基礎とした各拠点単位のグルーピングを行っております。なお、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、転用不能な資産について市場で売却が見込めないため、零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,280	8,259,420	—	8,260,700
合計	1,280	8,259,420	—	8,260,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加8,259,420株は、株式分割による増加7,678,720株、東京証券取引所マザーズ上場に伴う公募増資による増加320,000株、新株予約権の行使による増加30,000株、第三者割当増資による増加230,700株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	(注) —
合計		—	—	—	—	—

(注) 当事業年度末時点において、当社はストック・オプションとして110個の新株予約権を発行しております。この新株予約権の付与時点における公正な評価額は零であり、期末日時点の帳簿価額も零であります。(詳細につきましては、「ストック・オプション等関係」をご参照ください。)

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	8,260,700	9,124,700	—	17,385,400
合計	8,260,700	9,124,700	—	17,385,400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

（注）普通株式の株式数の増加9,124,700株は、株式分割による増加8,260,700株、新株予約権の行使による増加864,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,310
合計		—	—	—	—	2,310

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	981,615千円	627,682千円
現金及び現金同等物	981,615	627,682

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	3,404千円	一千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

無形固定資産

主として、LITALICOワークス事業で使用するソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業における拠点設備等（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
1年内	36,683	116,711
1年超	—	59,720
合計	36,683	176,431

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に新規拠点の開設計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として顧客等の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は、主として開設計画に照らして、必要な設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、前述の借入金の金利変動リスクを回避する目的の金利スワップ取引であり、ヘッジ会計を適用しております。詳細に関しましては、（重要な会計方針）「7. ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、金融商品の運用規定に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行うこととしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	981,615	981,615	—
(2)売掛金	1,174,479	1,174,479	—
(3)敷金及び保証金	324,054	315,692	△8,361
資産計	2,480,149	2,471,787	△8,361
(1)短期借入金	300,000	300,000	—
(2)未払金	434,190	434,982	792
(3)未払法人税等	154,150	154,150	—
(4)長期借入金(*)	715,514	716,763	1,249
(5)リース債務(*)	87,896	88,591	694
(6)長期未払金	143,197	144,344	1,147
負債計	1,834,949	1,838,832	3,883
デリバティブ取引	—	—	—

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

当事業年度（平成29年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	627,682	627,682	—
(2)売掛金	1,357,559	1,357,559	—
(3)敷金及び保証金	405,386	385,243	△20,143
資産計	2,390,627	2,370,484	△20,143
(1)短期借入金	—	—	—
(2)未払金	346,239	346,699	459
(3)未払法人税等	126,817	126,817	—
(4)長期借入金(*)	1,261,096	1,263,284	2,188
(5)リース債務(*)	50,471	50,766	294
(6)長期未払金	53,350	53,623	272
負債計	1,837,975	1,841,191	3,215
デリバティブ取引	—	—	—

(*)上表の金額には、一年以内に返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、受取見込み額について適正な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)短期借入金、(3)未払法人税等

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未払金、(4)長期借入金、(5)リース債務、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、ヘッジ会計を適用し金利スワップの特例処理を行っているものは、長期借入金と金利スワップを一体として取り扱い、借入金の時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	11,718	11,667

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	981,535	—	—	—
売掛金	1,174,479	—	—	—
敷金及び保証金	2,835	—	—	321,219
合計	2,158,849	—	—	321,219

(*)「現金及び預金」には、現金79千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

当事業年度 (平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金(*)	627,395	—	—	—
売掛金	1,357,559	—	—	—
敷金及び保証金	750	—	—	404,636
合計	1,985,704	—	—	404,636

(*)「現金及び預金」には、現金286千円が含まれておりません。これは、現金は貨幣であり金銭債権ではないためであります。

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金(*)	246,962	195,691	165,634	107,227	—	—
リース債務(*)	35,111	27,361	22,802	2,268	352	—
長期未払金(*)	98,818	89,846	50,855	2,495	—	—
合計	680,892	312,898	239,291	111,991	352	—

(*)返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

当事業年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(*)	361,159	331,102	272,695	165,468	105,468	25,204
リース債務(*)	25,875	21,982	2,260	352	—	—
長期未払金(*)	89,846	50,855	2,495	—	—	—
合計	476,880	403,940	277,451	165,820	105,468	25,204

(*)返済予定額には、一年以内に返済予定のものを含めております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成28年3月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額11,718千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年3月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額11,667千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	313,989	227,981	(注)
合計			313,989	227,981	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	227,981	141,973	(注)
合計			227,981	141,973	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	—	2,310

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ②	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社従業員3名	当社取締役2名 当社従業員1名	当社取締役1名	当社取締役1名 当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 744,000株	普通株式 180,000株	普通株式 24,000株	普通株式 168,000株
付与日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成26年4月1日 至平成30年3月31日	自平成27年4月1日 至平成31年3月31日	自平成28年4月1日 至平成32年3月31日	自平成29年4月1日 至平成35年3月31日

	平成27年 ストック・オプション ②	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名	当社従業員5名	当社従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 264,000株	普通株式 48,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成27年9月30日	平成28年7月31日	平成29年3月1日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成29年10月1日 至平成36年9月30日	自平成30年8月1日 至平成36年7月31日	自平成31年3月2日 至平成37年3月1日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割(1株につき6,000株の割合)及び平成28年9月6日付の株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注2) 権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要することとしております。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない旨を定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ②	平成27年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	24,000	168,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	24,000	—
未確定残	—	—	—	168,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	684,000	180,000	—	—
権利確定	—	—	24,000	—
権利行使	684,000	180,000	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	24,000	—

	平成27年 ストック・オプション ②	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	264,000	—	—
付与	—	48,000	8,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	264,000	48,000	8,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割（1株につき6,000株の割合）及び平成28年9月6日付の株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション ②	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	8	20	41	250
行使時平均株価 (円)	1,188	1,105	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

	平成27年 ストック・オプション ②	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	291	1,387	1,622
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	198	359

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月31日付の株式分割（1株につき6,000株の割合）及び平成28年9月6日付の株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	26.14%	25.50%
予想残存期間 (注) 2	5年	5年
予想配当 (注) 3	—	—
無リスク利子率 (注) 4	△0.354%	△0.138%

(注) 1. 当社が証券取引所に上場してからの日が短いため、類似上場会社のボラティリティ中央値を採用しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 当社は、配当を実施しておらず配当実績がないため、記載しておりません。

4. 算定基準日前取引日の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利を採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

719,232千円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

940,248千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,997千円	9,414千円
未払事業所税	2,130	2,615
未払費用	2,144	—
減価償却超過額	5,848	4,105
繰延消費税	6,269	13,071
減損損失	285	1,976
商標権	12,757	11,542
敷金償却否認額	7,598	10,106
貸倒引当金繰入超過額	947	328
投資有価証券評価損	1,531	1,531
その他	1,579	2,014
繰延税金資産計	53,091	56,707
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△288	△272
繰延税金負債計	△288	△272
繰延税金資産の純額	52,803	56,434

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 33.1% (調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.0	
住民税均等割 3.1	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 △2.7	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.9	
その他 0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.8	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は本社及び各拠点の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社は、本社にサービス別の事業部を置き、各事業部はサービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業部を基礎としたサービス別セグメントから構成されており、「LITALICOワークス事業」、「LITALICOジュニア事業」の2つを報告セグメントとしております。

なお、当事業年度より、報告セグメント名称をWINGLE事業からLITALICOワークス事業へ、Leaf事業からLITALICOジュニア事業へとそれぞれ変更を行っております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

LITALICOワークス事業は、就労を目指す障害者を対象にコミュニケーション訓練、PCスキル向上、現場実習等の職業訓練を実施し、希望職種のマッチング、応募先企業の選定、模擬面接等の面接訓練、さらに就労後の職場定着まで一貫した支援を実施する事業です。LITALICOジュニア事業は、発達障害児及びその傾向が強くみられる非定型発達児を対象にしており、小学校入学前の幼児及び学齢期の児童を顧客とする児童発達支援教室、私費の幼児教室及び小学生、中学生、高校生を顧客とする学習塾を運営する事業です。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,061,423	3,067,197	7,128,620	135,598	7,264,219
セグメント利益又は損失（△）	1,540,631	615,674	2,156,305	△274,842	1,881,462
セグメント資産	1,099,099	1,095,205	2,194,305	92,080	2,286,386
その他の項目					
減価償却費	47,321	70,618	117,940	9,312	127,252
特別損失					
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	107,095	184,846	291,941	35,047	326,989

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOワンダー事業、インターネット事業を含んでおります。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,310,832	3,987,288	8,298,121	431,572	8,729,693
セグメント利益又は損失（△）	1,457,135	848,073	2,305,209	△173,548	2,131,661
セグメント資産	1,545,251	1,367,889	2,913,140	133,363	3,046,504
その他の項目					
減価償却費	68,830	89,899	158,730	14,583	173,314
特別損失					
（減損損失）	—	5,797	5,797	—	5,797
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	416,547	280,569	697,116	27,097	724,214

- （注） 1. 当事業年度より、報告セグメント名称をWINGLE事業からLITALICOワークス事業へ、Leaf事業からLITALICOジュニア事業へとそれぞれ変更を行っております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOワンダー事業（旧Qremo事業）、インターネット事業を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）
（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	7,128,620	8,298,121
「その他」の区分の売上高	135,598	431,572
セグメント間取引消去	—	—
財務諸表の売上高	7,264,219	8,729,693

（単位：千円）

利益又は損失（△）	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,156,305	2,305,209
「その他」の区分の利益	△274,842	△173,548
セグメント間取引消去	—	—
全社費用（注）	△1,319,396	△1,461,717
財務諸表の営業利益	562,065	669,943

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	2,194,305	2,913,140
「その他」の区分の資産	92,080	133,363
全社資産（注）	1,327,028	1,097,738
財務諸表の資産合計	3,613,414	4,144,242

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	117,940	158,730	9,312	14,583	42,158	40,312	169,411	213,627
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	291,941	697,116	35,047	27,097	55,556	34,356	382,546	758,570

（注）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社ソフトウェアの設備投資額であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京都国民健康保険団体連合会	1,367,755	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,006,892	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,519,537	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業
東京都国民健康保険団体連合会	1,480,911	LITALICOワークス事業及びLITALICOジュニア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計			
減損損失	—	5,797	5,797	—	—	5,797

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等
前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	79.19円	100.02円
1株当たり当期純利益金額	19.41円	24.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18.00円	23.61円

- (注) 1. 当社は、平成27年12月31日付で株式1株につき6,000株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は、平成28年3月14日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	298,855	419,095
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	298,855	419,095
期中平均株式数(株)	15,396,620	17,337,695
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	1,208,020	414,914
(うち新株予約権(株))	(1,208,020)	(414,914)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	710,896	332,380	31,350	1,011,926	170,624	65,227	841,302
工具、器具及び備品	400,872	361,083	32,791	729,164	217,287	97,199	511,877
有形固定資産計	1,111,769	693,463	64,142	1,741,091	387,911	162,426	1,353,179
無形固定資産							
のれん	12,000	—	—	12,000	12,000	—	—
ソフトウェア	183,375	65,107	19,400 (5,797)	229,082	132,044	33,746	97,037
ソフトウェア仮勘定	1,550	—	1,550	—	—	—	—
無形固定資産計	196,925	65,107	20,950 (5,797)	241,082	144,044	33,746	97,037
長期前払費用	10,438	59,459	5,603	64,295	3,843	3,826	60,451

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の増加額のうち主なものは、新規拠点開設による建物附属設備の188,792千円、工具、器具及び備品の76,279千円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	246,962	361,159	0.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	35,111	25,875	1.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	468,552	899,937	0.5	平成30年～平成34年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	52,784	24,596	1.2	平成30年～平成32年
その他有利子負債 未払金及び長期未払金	242,015	143,197	2.1	平成29年～平成31年
合計	1,345,426	1,454,764	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	331,102	272,695	165,468	105,468	25,204
リース債務	21,982	2,260	352	—	—
その他有利子負債	50,855	2,495	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,094	1,072	1,456	1,637	1,072

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替えによる取崩額1,637千円であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	286
預金	
普通預金	627,395
合計	627,682

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
神奈川県国民健康保険団体連合会	287,664
東京都国民健康保険団体連合会	263,633
大阪府国民健康保険団体連合会	151,110
千葉県国民健康保険団体連合会	96,573
愛知県国民健康保険団体連合会	92,860
その他	465,716
合計	1,357,559

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,174,479	8,729,693	8,546,614	1,357,559	86.3	52.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. たな卸資産

品目	金額 (千円)
貯蔵品	4,932
合計	4,932

② 固定資産
敷金及び保証金

区分	金額（千円）
中目黒GTタワー（東京本社）	85,815
ホルツ細川（LITALICOワンダー渋谷）	13,239
第2金子ビル （LITALICOジュニア大宮教室 学習教室事業）	6,516
第2金子ビル （LITALICOジュニア大宮教室 児童発達支援事業）	6,500
東伸24ビル（LITALICOワークス横浜西口）	6,251
その他	287,063
合計	405,386

③ 流動負債
イ. 未払金

相手先	金額（千円）
(株)乃村工藝社	45,283
(株)オフィス空間	32,788
(株)ゼロイン	29,204
浜銀ファイナンス(株)	19,184
(株)東京証券取引所	14,652
その他	205,125
合計	346,239

ロ. 未払費用

区分	金額（千円）
従業員給与	343,987
社会保険料	43,806
労働局保険料	11,857
その他	9,363
合計	409,014

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	2,021,962	4,200,424	6,473,431	8,729,693
税引前四半期（当期）純利益金額 (千円)	149,287	262,710	521,033	608,237
四半期（当期）純利益金額 (千円)	103,008	181,210	359,636	419,095
1 株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	5.99	10.48	20.76	24.17

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	5.99	4.50	10.26	3.42

(注) 当社は、平成28年9月6日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.litalico.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第11期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月15日 関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日 関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年6月30日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成29年6月21日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月23日

株式会社LITALICO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岸 洋平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LITALICOの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LITALICOの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。